

安全管理措置対応業務及び個人情報保護事務の運用手引作成業務  
仕様書

1 業務の目的

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、「個人情報保護」と「データ流通」の両立・強化を目的として、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法という。）が改正された。

改正に伴い、令和5年4月1日から個人情報保護法が地方自治体に直接適用されることとなるため、地方自治体には対応が求められているが、その一つとして個人情報保護法第66条の求める安全管理措置を講ずる義務が課せられている。

本業務は、委託者が個人情報に係る事務が適正に実施されるよう、事務対応ガイド等に準拠した個人情報の適正な取扱いに係る管理体制の構築、必要な文書類の整備、職員の知識向上を図ることを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

3 業務の内容

(1) 個人情報安全管理措置の現況確認及び庁内管理体制の確立支援

組織における個人情報安全管理措置の現況を確認するとともに、個人情報の取扱いに係る庁内の責任体制及び役割分担の確立の支援を行う。

(2) 個人情報安全管理措置要綱の策定支援

以下の内容を含む個人情報安全管理措置要綱案を提示する。

【目次案】

管理体制、教育研修、職員の責務、保有個人情報の取扱い、情報システムにおける安全の確保等、情報システム室の安全管理、保有個人情報の提供、個人情報の取扱いの委託、サイバーセキュリティの確保、漏えい等の安全管理上の問題への対応、監査及び点検の実施等

(3) 個人情報安全管理措置要綱に関するマニュアルの策定支援

(2)で整備した要綱等に基づき、個人情報の取扱方法を職員が適正に運用できるよう、図表等を使用してその内容を分かりやすく解説した個人情報の取扱いに関するマニュアルを作成する。

(4) 個人情報保護事務の運用手引の作成

職員が個人情報保護事務を適切に運用するため、上記で作成した資料に加え、必要な資料を作成し、運用手引としてとりまとめる。

運用手引案の構成は、以下のとおりとする。

- ① 個人情報保護法施行条例の逐条解説
- ② 自己情報開示事務の取扱要綱
- ③ 個人情報ファイル簿の更新手順

(5) 教育研修に関する支援

各担当職員に対し改正法に準拠した個人情報の取扱方法について周知徹底を図るため、安全管理措置の基礎に関する研修の動画配信を実施する。

4 成果品

本委託業務に係る成果品は次のとおりとする。

- (1) 個人情報安全管理措置要綱案 データー式
- (2) 個人情報安全管理措置要綱に関するマニュアル案 データー式
- (3) 個人情報保護事務の運用手引 データー式

5 その他

- (1) 業務スケジュール及びこの仕様書に記載されていない事項については、委託者と協議しながら行うものとする。